

令 3 経 営 金 融 第 6 0 3 号
令和 4 年 (2022 年) 3 月 1 5 日

山口県経営者協会会長 山本 謙 様

山口県商工労働部長

下請取引の適正化等について

本県の下請取引の適正化の推進につきましては、平素から多大な御協力をいただき厚くお礼を申し上げます。

さて、国及び県においては、かねてより発注側企業と受注側企業との取引適正化に向けた取組を行っております。

現在、国では、成長と分配の好循環による持続可能な経済を実現する要として、民間企業における賃上げの実現に取り組んでおり、その中で中小企業において賃上げを実現するためには、中小企業が適切に、労務費、原材料費、エネルギーコスト等の上昇分を適切に価格転嫁できる事業環境の整備が必要不可欠としています。

このため、中小企業庁では、発注側企業と受注側企業との価格交渉、ひいては価格転嫁を促進するため、中小企業から価格交渉が頻繁に行われる、9月及び3月の年2回を「価格交渉促進月間」と設定し、価格交渉の浸透・定着を図ることとしています。

貴団体におかれましても、今後中小企業庁が実施する下記の点について、各会員企業に周知いただきますよう、御協力をお願い申し上げます。

記

1 フォローアップ調査（受注側中小企業への状況調査）の実施

4月以降、受注側企業に対し、発注側企業との価格交渉の状況について、

- ①アンケート調査（受注側中小企業15万社程度に対して配布し、発注側企業ごとに価格協議や価格転嫁についての対応状況を聴取）
- ②下請Gメンによる重点的なヒアリング（受注側中小企業2千社程度へのヒアリングによる生声収集）

が実施されます。

2 調査結果の公表

上記1の受注側企業に対する調査結果に基づき、

- ①良い事例・問題のある事例の公表
- ②業種ごとにアンケートの回答を数値化し、公表
- ③受注側中小企業からの評価において、価格転嫁や価格協議の実施状況が良好でない個別の発注側企業に対し、事務所管省庁から下請中小企業振興法に基づく「指導・助言」による注意喚起等の実施
- ④独占禁止法や下請代金法の違反が疑われる事案については、公正取引委員会と中小企業庁が連携して対処等が実施されます。

その他、中小企業庁では、価格交渉促進月間の期間において、価格交渉や下請代金法に関する講習会、セミナー等も実施されます。

発注側企業におかれては、上記の中小企業庁における実施事項を踏まえ、「価格交渉促進月間」における受注側企業からの価格交渉の要請に御対応いただければ幸いです。

今後とも、発注側企業と受注側企業の共存共栄関係の進展を目指し、適正価格での取引の実現に益々の御協力をいただきますよう、お願い申し上げます。

経営金融課経営支援班（担当：岸）

電話：083-933-3180

FAX：083-933-3209